

茨城県報 第377号

平成4年9月7日

月曜日

目 次

規 則	ページ
●茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(漁政課)	1
告 示	
●字の区域の設定(地方課)	2
●町の区域の設定(")	3
●青少年に有害な興行の指定(県民生活課)	4
●保安林の指定(林業課)	5
●土地収用法による事業の認定(用地課)	5
●道路の区域の変更(道路維持課)	6
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定(出納第二課)	6
●土地改良事業の適当決定(4件)(土地改良事務所)	7
公 告	
●聴聞の実施(3件)(建築指導課)	8
●建築許可に関する聴聞(2件)(")	9
正 誤	
●平成4年8月10日付け茨城県報号外第133号中	10

規 則

茨城県規則第86号

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年茨城県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 経営等改善資金の項貸付けの内容の欄中「デツカ受信機」を「GPS受信機」に、「低燃費機関」を「漁船用エネルギー環境対応機関」に改め、同項貸付限度額の欄中「デツカ受信機を設置する場合にあつては1台につき100万円」を「GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円」に改める。

様式第2号中「低燃費機関」を「漁船用エネルギー環境対応機関」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1087号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により江戸崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり設定する旨の届出があった。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字南ヶ丘に設定する区域

- 大字桑山字新宮台 1, 141の1, 141の2
- “ 字中内 13
- “ 字新宮門 134の1, 134の2の一部
- “ 字新宮後 142, 146, 146の1, 149, 149の1, 153
- “ 字道祖神後 147の1, 147の2
- “ 字樋ノ内 155の1から155の4まで, 160, 162, 164の1から164の8まで, 167の1から167の3まで, 174の1から174の3まで, 174の4の一部, 174の5から174の7まで, 180の2, 188
- “ 字道祖神下 189の1から189の6まで, 190, 194の1, 194の2, 197, 197の1, 197の2
- “ 字新宮前 201の2
- “ 字縫ノ沓台 217の一部, 222の一部, 224, 226
- “ 字香取谷 230の1から230の3まで, 242, 249から251まで, 258
- “ 字香取谷津 252, 262の一部
- “ 字 窪 265の一部
- “ 字香取谷ツ 272
- 大字駒塚字 向 1364, 1367, 1369, 1370の3, 1371の1, 1371の2, 1374から1376まで, 1380の1, 1380の2, 1382から1387まで, 1535から1538まで
- “ 字向山 1368
- “ 字向久保 1391
- “ 字新宮後 1407の1から1407の3まで, 1411の1から1411の4まで, 1418
- “ 字延戸 1425, 1425の1, 1426, 1426の1, 1432, 1439,

- 1449
 大字駒塚字桑山代 1428, 1441, 1442の2, 1443から1445まで, 1447,
 1448, 1452の2, 1453, 1453の2, 1454の1から14
 54の3まで, 1459, 1460, 1468の2, 1474の1から14
 74の4まで, 1479の1から1479の3まで
 “ 字桑山 1452の1, 1470
 “ 字小新宮久保 1489, 1491, 1499, 1500
 “ 字別当山 1501の2, 1520から1522まで, 1525の2, 1530から1
 532まで, 1534
 “ 字前原 1541の1から1541の5まで, 1542の1, 1542の2, 154
 2の4から1542の12まで
 “ 字日ノ内久保 1545の1, 1545の2, 1547
 “ 字新宮谷 1598の1, 1598の2
 “ 字香取谷 1608の1, 1608の3から1608の8まで, 1610, 1614の
 3, 1616の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部, 尚, 小字は廃止する。

~~~~~  
**茨城県告示第1088号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により古河市長から同市内の町の区域の一部をとおり設定する旨の届出があった。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

けやき平一丁目に設定する区域

- 大字中田字瀬原 2067の1, 2070の4  
 大字中田新田字新帳神明 231の10, 369の1, 371の3, 374の1  
 “ 字本村 312の2  
 大字茶屋新田字瀬 526の3の一部, 529の6  
 “ 字往還西 411の一部, 522の1, 523の1の一部, 524の1の一部, 52  
 5の3  
 大字坂間字瀬 456の2, 470の1, 477の1, 484の1, 492, 500の1, 50  
 1の1, 504の1, 504の2, 505から507まで, 511の1, 512  
 の1, 512の5から512の8まで, 513の1, 514の2, 516, 52  
 1  
 “ 字東谷 9, 345の1, 345の2  
 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

けやき平二丁目に設定する区域

大字中田字 獺 原 2067の2, 2067の3, 2070の1, 2070の3, 2071の3,  
2071の4, 2073の2, 2075の6

大字中田新田字新帳神明 65, 67の2, 71の1, 73, 207, 216の2, 216の9,  
229, 231の3, 231の9, 369の3から369の6まで, 371の7,  
374の2から374の4まで

” 字本 村 312の4, 312の5

大字茶屋新田字 獺 526の3の一部, 526の6から526の9まで, 528の4, 528の  
5, 528の7, 529の2, 529の5, 530の3, 531の2, 532の  
1, 532の3, 532の5, 533の2, 533の5, 533の8, 534の  
2, 534の5, 534の6, 534の10

” 字往還西 411の一部, 519の4, 523の1の一部

大字坂間字 獺 456の1, 456の6から456の13まで, 457の2, 457の3, 47  
0の2, 470の3, 477の2, 477の3, 511の6, 514の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

#### 茨城県告示第1089号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定に基づき,  
青少年に有害な興行として, 次のものを指定する。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号 | 種 類 | 題 名                                  | 配 給 社 名   |
|------|-----|--------------------------------------|-----------|
| 389  | 映 画 | セクシャル・ドリーマー 夢性教育                     | ニューセレクト   |
| 390  | ”   | 薔 薇 の 青 春                            | 大 蔵 映 画   |
| 391  | ”   | 浮 気 妻 恥 辱 責 め                        | 新 東 宝 映 画 |
| 392  | ”   | <新日本映像ニュース><br>ザ・裏わざONANIE           | 新 日 本 映 像 |
| 393  | ”   | ザ・裏わざONANIE                          | ”         |
| 394  | ”   | ウ ル ト ラ 巨 乳                          | ニューセレクト   |
| 395  | ”   | 不 倫 妻 の 性 快 楽 あ さ り                  | 新 東 宝 映 画 |
| 396  | ”   | い ん ら ん 家 族 花 嫁 は 発 情 期              | ”         |
| 397  | ”   | <新日本映像ニュース><br>生 本 番 人 妻 レ イ プ 症 候 群 | 新 日 本 映 像 |
| 398  | ”   | 生 本 番 人 妻 レ イ プ 症 候 群                | ”         |
| 399  | ”   | レ イ プ の 代 償                          | 大 蔵 映 画   |
| 400  | ”   | 指 ま が り の ダ ン デ イ ー                  | E N K プ ロ |

|     |     |                             |         |
|-----|-----|-----------------------------|---------|
| 401 | 映 画 | <新日本映像ニュース><br>スワッピング 本番丸出し | 新日本映像   |
| 402 | ”   | スワッピング 本番丸出し                | ”       |
| 403 | ”   | 密 猟 若 妻 の あ え ぎ             | 大 蔵 映 画 |

茨城県告示第1090号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により、次のように保安林を指定をする。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 保安林の所在場所

北茨城市華川町花園字北明戸石604の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

ア 立木の伐採の限度

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第1091号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 水戸市

2 事業の種類 水戸市宮西公民館及び駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 茨城県水戸市石川2丁目地内

(2) 使用の部分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

水戸市役所

## 茨城県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八代庄衛新田線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 摘 要 |
|--------------------------------------------------------------|------|---------------|-------------|-----|
| 竜ヶ崎市庄兵衛新田町<br>字城中下282番73地先から<br>竜ヶ崎市庄兵衛新田町<br>字城中下282番73地先まで | 旧    | 最大 105.0      | 62.0        |     |
|                                                              |      | 最小 48.0       |             |     |
| 竜ヶ崎市庄兵衛新田町<br>字城中下282番73地先から<br>竜ヶ崎市庄兵衛新田町<br>字城中下280番地先まで   | 新    | 最大 400.0      | 120.0       |     |
|                                                              |      | 最小 35.0       |             |     |

## 茨城県告示第1093号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指定年月日 平成4年8月31日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）  
新治郡玉里村大字上玉里1122番地

玉里村役場

玉里村長 渡 邊 伸

**茨城県告示第1094号**

鹿島郡鉾田町大字上富田424番地富田力男ほか48名から平成4年8月12日付けで変更認可申請のあった上富田第2地区土地改良事業の計画変更（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年8月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年9月7日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

1 縦覧に供する書類

上富田第2地区土地改良事業共同施行規約の写し

上富田第2地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 平成4年9月8日から平成4年10月7日まで

3 縦 覧 の 場 所 鉾田町役場

**茨城県告示第1095号**

行方郡麻生町大字青沼465条地羽生 豊ほか39名から平成4年8月3日付けで認可申請のあった青沼地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年8月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年9月7日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

1 縦覧に供する書類

青沼地区土地改良事業共同施行規約の写し

青沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 平成4年9月8日から平成4年10月7日まで

3 縦 覧 の 場 所 麻生町役場

**茨城県告示第1096号**

三和町から平成4年7月21日付けで認可申請のあった上和田五部地区土地改良事業（農業用道路）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成4年8月11日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年9月7日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

## 1 縦覧に供する書類

上和田五部地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し

2 縦覧の期間 平成4年9月8日から平成4年10月7日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

## 茨城県告示第1097号

三和町から平成4年7月21日付けで認可申請のあった上和田五部地区土地改良事業(区画整理)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成4年8月11日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年9月7日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

## 1 縦覧に供する書類

上和田五部地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し

2 縦覧の期間 平成4年9月8日から平成4年10月7日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

---

公 告

---

## ●聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成4年9月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 日 時 平成4年9月25日(金)

午後1時30分

2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁本庁舎地下1階 第二会議室

3 被 聴 聞 者

氏 名 青 木 紀 彦

住 所 千葉県佐倉市井野町18

南志津特定土地区画整理地内131 2-105

登 録 番 号 茨城第1818号

登 録 年 月 日 昭和49年3月6日

---



- 1 日 時 平成 4 年 9 月 29 日 (火)  
午後 2 時 30 分
- 2 場 所 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁本庁舎地下 1 階 第三会議室
- 3 被 聴 聞 者  
氏 名 浅 井 行 雄  
住 所 茨城県猿島郡総和町下大野 7 0 6 - 3  
登 録 番 号 茨城第 3 7 7 8 号  
登 録 年 月 日 昭和 58 年 1 月 19 日

- 
- 1 日 時 平成 4 年 9 月 29 日 (火)  
午後 1 時 30 分
- 2 場 所 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
県庁本庁舎地下 1 階 第三会議室
- 3 被 聴 聞 者  
商 号 関東土地開発株式会社  
代 表 者 氏 名 浅 井 紀  
事 務 所 所 在 地 猿島郡総和町大字下大野 6 9 2 番地の 2  
免 許 番 号 茨城県知事 (6) 第 2 1 3 3 号  
免 許 年 月 日 平成 3 年 11 月 22 日

●建築許可に関する聴聞

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 48 条第 9 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成 4 年 9 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成 4 年 9 月 18 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 2 聴 聞 場 所 那珂湊市涌井戸 3 7 4 4
- 3 聴 聞 事 項 第 1 種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
消防車庫の増築
- 4 申請者住所氏名 那珂湊市和田町二丁目 1 2 番 1 号  
那珂湊市長 根 本 甚 市
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 1 階建 増築  
申請延面積 6 6.9 5 平方メートル 既存 9 3 1.9 9 平方メートル
- 6 敷 地 面 積 5, 0 2 0. 4 7 平方メートル
- 7 建築物の位置 那珂湊市涌井戸 3 7 4 4 外 18 筆

- 1 聴 聞 期 日 平成4年9月18日(金)午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 那珂郡瓜連町瓜連字畑中1086-1
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
事務所(商工会議所)の新築
- 4 申請者住所氏名 那珂郡瓜連町大字瓜連1186-1  
瓜連町商工会 会長 高野 庄 一
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積 421.16平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1,482平方メートル
- 7 建築物の位置 那珂郡瓜連町瓜連字畑中1086-1

---

正 誤

---

●平成4年8月10日付け茨城県報号外第133号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤              | 正              |
|-----|-------|----------------|----------------|
| 1   | 上から13 | 平成<br>3. 4. 16 | 平成<br>4. 4. 16 |

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)